

## TMI 総合法律事務所、Pacific Meta と協業開始 ～海外ブロックチェーン企業と国内企業の協業支援体制を強化～

TMI 総合法律事務所（所在地：東京都港区、代表：田中 克郎）は、株式会社 Pacific Meta（本社：東京都港区、代表取締役社長：岩崎 翔太、以下「Pacific Meta」）と海外ブロックチェーン企業の日本市場参入を共同で支援する協業を開始しました。

本協業により両者は、デジタルアセット、ブロックチェーン事業、ステーブルコイン、トークン化された RWA（リアルワールドアセット）、その他オンチェーン金融の各領域において、日本法における規制適合性、必要ライセンス、事業モデルの整合性、参入方式の選択、運用立ち上げに関する支援を連携して提供します※1。

### 背景

日本では、暗号資産を金融商品取引法（金商法）の枠組みに移管する改正法案が 2026 年 4 月に閣議決定されるなど、暗号資産制度の整備が大きく進展しています。また、MUFG・SMBC・みずほの 3 メガバンクが共同で円建てステーブルコインの発行に向けた協議体を設立し、2026 年度中の実取引開始を目指すなど、ブロックチェーンを活用した金融インフラの社会実装も本格化しつつあります。

こうした制度・市場の変化を踏まえ、国内企業が海外発の優れたブロックチェーンソリューションを安心して検討・活用できる環境を整えることが、これまで以上に重要になっています。一方で、海外企業が日本市場で事業を展開する際には、規制・ライセンス・法人設立・運用体制・販売戦略などを個別に整理する必要があり、初期検討の長期化や法務コストの負担が、国内企業との協業を進めるうえでの障壁となることがあります。

Pacific Meta は、海外ブロックチェーン企業に対して、日本市場における GTM、規制対応、販売代行、パートナー開拓、事業運用立ち上げを支援してきました。TMI は、デジタルアセット、金融規制、トランザクション法務を含む幅広い領域で専門性を有しています。

本協業は、両者の強みを組み合わせることで、海外ブロックチェーン企業の日本法規制への準拠を促進し、国内企業が海外発の優良なブロックチェーンソリューションをより安心して検討・活用できる環境づくりを進めるものです。

### 本提携により提供する価値

国内企業が海外発のブロックチェーン技術・ソリューションを検討する際には、提供事業者が日本の法規制に適切に準拠しているか、必要なライセンスや体制を備えているか、国内での運用・サポート体制が成立しているかなど、事業面と法務面の双方を見極める必要があります。一方で、これらを個別に確認・整理することは負担が大きく、国内企業にとって海外ソリューション導入を検討するうえでのハードルとなってきました。

本提携では、TMI が規制対応・ライセンス・契約等の法務観点から、Pacific Meta が事業モデル整理、国内向け GTM 設計、販売代行、実装・運用支援といった事業執行の観点から、海外ブロックチェーン企業の日本法規制準拠と国内事業体制の整備を並行して支援します。これにより、海外発の優良なソリューションを国内市場で導入可能な形に整え、国内企業が安心して検討・採用できる選択肢を広げていきます。

国内企業にとっては、海外発の技術選定の段階から、日本法対応・運用体制・販売チャネルまでが整理されたソリューションを比較・検討しやすくなり、PoC や本番導入に向けた意思決定をより確度高く進められるようになります。海外ブロックチェーン企業にとっても、Pacific Meta と TMI の専門性を並行して活用することで、日本市場で国内企業と協業するために必要な事業面・法務面の論点を一体的に整理し、検討から実行までを効率的に進めることが可能になります。

## 今後の展望

今後、TMI と Pacific Meta は、ステーブルコイン、RWA、オンチェーン金融、ブロックチェーンインフラ、エンタープライズ導入など、日本市場における実装可能性が高まる領域を中心に、海外企業が日本で適切に事業を展開できる体制づくりを推進してまいります。

※1 本協業は非独占であり、また、共同事業契約に該当するものではありません。TMI は独立した法律事務所として中立性を保持し、Pacific Meta およびクライアント企業との間に利害関係が生じた場合、いずれの側の代理人としても就くことはできません。また、本協業は弁護士法に則り、案件ごとに独立した法務助言を提供する形式で運用されます。

## TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 成本 治男 氏 コメント

日本のブロックチェーン領域は、暗号資産に関する金商法や税制などの制度改革とともにステーブルコインやトークン化預金などの実装が進んでおり、大きな転換期を迎えています。一方で、海外企業が日本市場で事業を展開する際、規制対応やライセンス要件の整理にかかる法務コストや期間が大きな障壁の 1 つとなってきました。当事務所が有するデジタルアセットや金融規制に関する法務の専門性と、Pacific Meta 社の強力な事業執行支援により、海外企業の日本参入や海外発の優れたソリューションが国内市場で導入可能な形に整うようサポートして参ります。

## 株式会社 Pacific Meta アライアンス責任者 Andy Hung 氏 コメント

日本では、暗号資産の金商法移管に向けた制度整備や、メガバンクによる円建てステーブルコインの発行検討など、ブロックチェーンを活用した金融インフラの社会実装が本格化しつつあります。こうした中、国内企業が海外発の優れたブロックチェーンソリューションを安心して検討・活用できる環境を整えるためには、ソリューションを提供する海外企業側が日本の法規制に適切に準拠できる支援体制が不可欠です。デジタルアセットおよびオンチェーン金融領域で広く評価されている TMI 総合法律事務所と協働することで、海外プロジェクトの日本法規制準拠と、国内企業との安心できる協業の双方を後押ししていきたいと考えています。

## TMI 総合法律事務所 について

TMI 総合法律事務所（東京都港区、代表弁護士：田中 克郎）は、1990 年に創立され、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士 726 名、弁理士 102 名（2026 年 7 月 1 日時点）が在籍し、スタッフを含めると 1,300 名を超える日本最大級の法律事務所です。国内 8 か所、海外 19 か所に拠点（現地デスクを含む）を構えるグローバルファームとして、国内外で企業・団体・地域に密着したリーガルサービスを提供しています。法律事務所でありながら、自らベンチャーの設立や地方自治体、大学法人、独立行政法人等との協定を締結するなど、創立以来、常に新しいチャレンジを続けてきました。今までにない新しい法律事務所や弁護士像・弁理士像を追求し、クライアントの幅広いニーズに対して即時にソリューションを提案できるチャレンジングな総合法律事務所を目指しています。

#### 【事務所概要】

名称：TMI 総合法律事務所

代表者：田中 克郎

設立：1990 年 10 月 1 日

所在地：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23 階（東京オフィス）

URL：<https://www.tmi.gr.jp/>

#### **株式会社 Pacific Meta について**

株式会社 Pacific Meta は、AI×ブロックチェーンを軸に、事業戦略の立案からトークン設計、ステーブルコインを活用した金融インフラ設計、スマートコントラクト開発、AI による業務自動化・自律経営まで、設計から実装・運用までを自社で一気通貫で手掛ける会社です。創業から3年半で、グループ累計 300 件以上・41 カ国以上のプロジェクトを支援するグローバルチームとして、日本発・海外発の双方からビジネスの社会実装をサポートしています。

#### 【会社概要】

所在地：東京都港区芝 2 丁目 2 番 12 号 浜松町 PREX8 階

代表者：代表取締役社長 岩崎 翔太

設立年月日：2022 年 8 月 10 日

事業内容：AI×ブロックチェーン領域における事業開発・ソリューション提供・アクセラレーション事業

資本金：7.3 億円（資本準備金含む）

公式サイト：<https://pacific-meta.co.jp/>

#### お問い合わせ

TMI 総合法律事務所 担当弁護士：成本 治男（東京弁護士会）

TEL：03-6438-5511（代表） FAX：03-6438-5522

E-mail：[PR@tmi.gr.jp](mailto:PR@tmi.gr.jp)